

総 政 企 第 12 号
平 成19年 1月12日

統計審議会会長
美 添 泰 人 殿

総務大臣臨時代理
国 務 大 臣 溝 手 顕 正

諮問第316号
船員労働統計調査の改正について

統計法施行令（昭和24年政令第130号）第1条の3の規定に基づき、別添「船員労働統計調査の改正計画（案）」について、統計審議会の意見を求める。

理 由

国土交通省は、平成19年6月以降に実施される船員労働統計調査（指定統計第90号を作成するための調査）について、近年における船員を取り巻く労働環境及び船員需給の変化等を踏まえ、船員の報酬、雇用等の実態をよりの確に把握するとともに、調査の効率的な実施を図るため、女性船員や外国人船員に関する調査事項の追加、一般船舶を対象とする6月調査における船員の年間総労働時間の一括把握への変更等の見直しを行った上で実施することを計画している。

今回の改正計画については、統計の体系的整備、統計需要への的確な対応等の観点から検討する必要がある。